

## 13 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年 3月17日

### ◆議案・修正関係（病院局）

#### 柳下礼子委員

第67号議案に対する修正動議の提出者に対して質疑を行う。

県立小児医療センター建設費に関わる部分のみを否とし、残りの部分を切り離して可とする修正案とのことだが、この修正案に、がんセンターの給与の特例減額が入っているが、その部分はどのような扱いとなるか。

#### 本木委員

切り離している。

#### 柳下委員

第67号議案「平成25年度埼玉県病院事業会計補正予算」及び修正動議に対する反対討論を行う。

同議案は、県立小児医療センターなどの建設費を約55億円増額するもので、当県議団は、患者家族や地元住民の現地存続の声から一貫してこれまでも建設に反対してきた。しかも、同議案は55億円もの巨額の補正でありながら、その手続きに重大な問題があると言わざるを得ない。55億円の増額は、昨年11月の段階で、病院局は試算を行っていないながら、県議会に報告もせず、12月議会に補正予算の提出もしなかった。

結果として、清水建設と随意契約ということになった。これは、建設着手の遅れをおそれたためである。この計画は、患者、地元置き去りと指摘してきたが、さらに県議会すらも置き去りにする拙速な計画は認められない。建設費は今後どこまで膨れ上がるのか予想がつかない。清水建設との契約に歯止めとなる条項はない。この点からも安易な増額は認められない。

また、給与の特例減額も含まれており、それも認められない。